

○厚生労働省令第六号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第二条第二項、第六条第一項第六号及び第七条第一項の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（母子感染者に類する者）

第四条の二 法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める母子感染者に類する者は、次に掲げる者とする。

一 七歳に達するまでの間に、特定B型肝炎ウイルス感染者（法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）及び同項に規定する母子感染者に類する者（以下「母子感染者に類する者」という。）を除く。）である父を介してB型肝炎ウイルスに感染した者であつて同項に規定する持続感染の状態になつたもの

二 母子感染者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者

第六条の次に次の一条を加える。

（感染の原因となつた事実が発生した時）

第六条の二 法第六条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める時は、七歳に達する時（感染の原因となつた事実が明らかである場合は、当該事実が発生した時）とする。

第八条第一号中「母に」を「母又は父に」に、「法第二条第二項に規定する母子感染者」を「母子感染者又は母子感染者に類する者」に改め、「母の」を削り、同条第二号中「父に係る血液学的検査」を「父（特定B型肝炎ウイルス感染者である者を除く。）に係る血液学的検査」に、「父の塩基配列検査費用」を「塩基配列検査等費用」に改める。

第九条第一項の表第一号中「母の」を削り、同表第二号中「父の塩基配列検査費用」を「塩基配列検査等費用」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。